

原子力規制委員会と原子力規制国際アドバイザーとの意見交換会合 結果概要

日時： 2022年5月16日（月） 17:00～18:20

場所： 原子力規制委員会

出席者：

国際アドバイザー

リチャード・メザーブ氏、ダナ・ドラボヴァ氏、フィリップ・ジャメ氏

原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

議題：

議題1 2021年度の書面でのやり取りのフォローアップ

- 1 ALPS 処理水に関するコミュニケーションの推進
- 2 セキュリティ事案における情報公開と人員配置

議題2 原子力安全条約及び廃棄物等合同条約の原子力規制への効果的な活用方法

議題1-1 2021年度の書面でのやり取りのフォローアップ/ ALPS 処理水に関するコミュニケーションの推進

原子力規制委員会（以下、「委員会」という。）から、公開の意見交換に先立ち、昨年度新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により書面のやり取りをもって実施した、国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換のうち、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の海洋放出に関する関係者とのコミュニケーションの推進に関して、意思決定プロセスの公開及び信頼関係構築についての取り組みなどの現状を改めて紹介した上で、公開の意見交換において、国際アドバイザーと委員会との間で主に以下のようなやり取りがあった。

- ・ アドバイザーより、ALPS 処理水の海洋放出について、前年度の書面でのやり取りで述べたとおり、東京電力の提出した ALPS 処理水の海洋放出についての実施計画は非常に公衆衛生及び原子力施設の安全へ配慮したものであること、IAEA が実施した ALPS 処理水の海洋放出についての評価の結果は、概して東京電力の計画に対して支持的であることなど、コメントがあった。そして、ALPS 処理水を保管しているタンクが経年により劣化が進むことにより内包する危険が増している状況から脱するため、公衆の健康と安全に配慮しつつ ALPS 処理水を放出することは賢明な方法であること、放出にあたり技術的な基準を満たすことは重要であると同時に公衆の信頼を得ることも重要であること、情報提供のみに留まらずパブリックコメント等を通じて広く意見を

募り、市民の声に耳を傾けること、不安を取り除くよう努めることが必要であることなど言及があった。さらに、批判的な視点から意思決定プロセスに関与できる第三者組織を「醸成する (cultivate)」ことが、技術的な側面だけではなく、市民からの信頼を得る上で、有益であるとコメントがあった。

- ・ 委員会より、「醸成する (cultivate)」という表現にフォーカスし、政府および委員会が NGO の設立を直接的に支援することができないことから、どのように NGO を醸成すべきかについて質問したところ、アドバイザーより、米国の NRC においては、NGO の設立を経済的にサポートすることは法律によって禁止されており、規制当局として NGO の設立を歓迎していることを意思表示していくことが重要であると回答があった。具体的には、会合を開催する際に、批判的もしくは第三者的な視点を持つパネルとして招待するなどして、NGO に対して意思決定の過程に関与できることを示すことが重要であると述べた。
- ・ 委員会より、米国の第三者組織である UCS¹ に対して、政府の傀儡であるに行ったような批判はあがらなかったのか質問したところ、アドバイザーより、おそらく批判はあったと思うが、批判に対しては対話をする機会を設け、どのように意思決定を行っているかを説明し、正しい決定ができるようアプローチを模索していることを示すことが重要であると回答があった。
- ・ 委員会より、日本では事業者とのコミュニケーションを、ATENA を通じて行っており、ATENA を介することにより、事業者とのコミュニケーションが円滑なものとなっていると述べた。また、委員会と米国の UCS のような第三者組織とのコミュニケーションは有益なものであると認識するが、日本で同様のコミュニケーションチャンネルを構築する場合どのように進めていくべきかなど課題があると述べるとともに、規制者でも事業者でもない第三者組織が意思決定に加わる意義は、よりよいコミュニケーションにつなげることにあり、そのために他国の取り組みから学び、日本としてどのように向上させていけるかを模索しなければならないと述べた。

議題 1-2 2021 年度の書面でのやり取りのフォローアップ/ セキュリティ事案における情報公開と人員配置

委員会から、議題 1-1 と同様に、公開の意見交換に先立ち、昨年度の書面でのやり取りをもって実施した、セキュリティ事案における情報公開と人員配置について、委員会の組織理念である透明性の確保と核セキュリティのための情報の非公開との間に生じるジレンマ及び一部の専門家に情報が集約されることによるマネジメントの困難さなどの現状について改めて紹介した上で、公開の意見交換において、国際アドバイザーと委員

¹ Union of Concerned Scientists, UCS は、米国マサチューセッツ工科大学の科学者と学生によって 50 年以上前に設立され、厳格に独立した科学を用いて技術分析と効果的なアドボカシー（政策を変えるように呼びかける活動、及び、課題に対して、キャンペーンや広報活動を通して、知識を深め、一人ひとりの行動に結びつけるための活動のこと）を組み合わせ、健康・安全・持続可能な未来のための革新的で実用的なソリューションを世に送り出すことを使命とする米国の非営利団体。

会との間で主に以下のようなやり取りがあった。

- ・ アドバイザーより、透明性の確保とセキュリティ情報を非公開とすることのジレンマは、各国共通の問題であり、核セキュリティに関する事案の発生及び規制当局としての対応の方向性のみ公開し、技術的詳細については、公開することによりもたらされるリスクとの兼ね合いから、非公開とすることが一般的であるとコメントがあった。そして、規制当局として、公衆の信頼を得る方法について、①国際的な核セキュリティに関するピアレビュー、具体的には IAEA が実施している IPASS の受け入れ、②机上の訓練ではない実際の活動を伴う訓練（「force on force exercise」）の実施、の 2 点の言及があり、両者とも、詳細な情報すべてを公開することはできないものの、そのサマリーを公開することは可能であるとコメントがあった。それに対して、委員会より、IAEA の IPASS ミッションの結果が価値のあるものであることを理解しており、今後 IPASS ミッションを受け入れるつもりであることを述べた。また、「force on force exercise」について関心を示す一方で、日本と各国の置かれている状況の違いについても言及し、まずは国際的に行われている訓練について把握するとともに、規制庁職員のセキュリティ事案への対応能力向上に努めなければならないと述べた。
- ・ アドバイザーより、米国では電力会社に雇われた警備員は武装をし、場合によっては侵入者を射殺することを想定した状態で原子力発電所に駐留していると説明があった。このような国による違いを踏まえた上で、「force on force exercise」において重要なことは、攻撃に対する脆弱性を見つけ出すことであり、米国の訓練では、高度な専門的知識を有する攻撃チーム（red team）が訓練に参加することにより、施設の脆弱性を見つけ出すことに寄与していると述べた。
- ・ 委員会より、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案が 2020 年 9 月に発覚し、その後、核物質の移転の禁止を決定するまでに 6 ヶ月の期間を要したことを説明し、NRC において核セキュリティ事案に対しどのように迅速な意思決定を行っているかについて質問したところ、アドバイザーより、規制側の視点から重要なことは、より大きなリスクをもたらすことから早急な対処が求められるという点であり、NRC においては、重大な核セキュリティ事案については、事態の悪化を防ぐために早急に補完的措置を要求するとの回答があった。それに対して、委員会より、補完的措置については、日本においても要求をしており、事案が認識された際には、まず補完的措置を要求し、その措置が適切でない場合には、改めて適切な措置をとるように要求すると説明した。

議題 2 原子力安全条約及び廃棄物等合同条約の原子力規制への効果的な活用方法

委員会から、公開の意見交換に先立ち、原子力安全条約及び廃棄物等合同条約の締約国として、3年に一度開催される検討会合に参加し、日本の規制にとって有益な課題や提案を抽出しているが、実際の規制に取り入れるための合理的なアプローチがないことについて説明した上で、公開の意見交換において、国際アドバイザーと委員会との間で主に以下のようなやり取りがあった。

- ・ アドバイザーより、原子力安全条約及び廃棄物等合同条約には、100 近くの国が加盟をしており、当該条約のプロセスで得られた結論は、限りなく条約締約国全体に対しするものとなり一般的なものに留まる述べた。結論には、大きく分けて、①結論が、自国の規制に応用可能なものであり、取り入れるに足る重要性を有するものであった場合には、国内で取り組むきっかけとなる、②原子力規制委員会及び原子力規制庁職員に、国際的にどのような課題が生じており、どのような事項に関心が集まっているのか、国際レベルでの視点を提供するという、2つの利点があるとコメントがあった。また、IRRS ミッションや ARTEMIS ミッションについて、条約のレビューと比較した上で、自己評価・レポート提出・レビューを受けるというプロセス自体は、類似する部分もあるが、レビューの目的については、両ミッションは、IAEA 安全基準に基づきレビューを受ける1国の規制システム及び規制活動をチェックする点で異なると説明があった。そして、両ミッションのレビューにおける提案は、具体的かつ実用的なものであるため、継続的な規制の向上にとって非常に重要であり、規制機関にとってよい動機付けになるとコメントがあった。
- ・ 委員会より、東京電力福島第一原子力発電所事故以来、レビュー会合では多くの貴重なコメントをいただき、また、IRRS や CNRA などの国際社会における重要な枠組みに参加していると述べた。その上で、2007年の IRRS ミッションにおいて、当時の規制機関である NISA に対して、規制機関の独立性に関する指摘があったが、東京電力福島第一原子力発電所事故が起こるまで、規制体制がほとんど改善されなかったことを重く受け止め、レビューを受けてそれを適切に反映することが重要であり、そのためにレビューに参加した職員と委員会とがコミュニケーションをとることが重要であると述べた。また、IRRS ミッション及びその他の IAEA のミッションへの受け入れに意欲を示した。
- ・ アドバイザーより、条約や IRRS ミッションでの指摘内容が政府の方針と異なる場合の実行の難しさについて指摘があった。それに対して、委員会より、前回の IRRS ミッション(2016年)の前に東京電力福島第一原子力発電所事故が起きたことから、国内で規制体制に係る議論が起こり、それが変化につながったと述べた。また、これからも継続的に規制を向上させるための努力を続けなければならないと述べた。

以上